

IZUMI 再エネ 100 電力切替奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、再生可能エネルギー100%由来の電力に切り替えた者に対し、予算の範囲内で奨励金を支給することにより、温室効果ガスの排出量の削減を図り、脱炭素社会構築に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「再エネ 100%電力」とは、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱（地熱、太陽熱を除く。）、バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）、その他化石燃料以外のエネルギー源のうち、永続的に利用することができるものと認められるものを由来とする電力のことをいう。

2 この要綱において、小売電気事業者とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者をいう。

(奨励金の対象事業)

第3条 この要綱における IZUMI 再エネ 100 電力切替奨励金（以下「奨励金」という。）の交付対象事業については、市長が別に定める再エネ 100%電力メニューとする。

(奨励金の交付対象者)

第4条 奨励金の交付対象者は、自らが契約し、かつ、居住する市内の建築物の契約電力を従来電力から再エネ 100%電力メニューに切り替えた個人（次条第2号に規定する年度に申請する場合にあっては、交付申請時点において、次条第1号に規定する年度に交付申請した時点から途切れなく再エネ 100%電力メニューから電力供給を受けている個人）とする。

2 前項に定めるもののほか、奨励金の交付対象者は、次の要件の全てを備えていなければならない。ただし、市長が特に認めたものは、この限りでない。

(1) 市内に住所を有すること。

(2) 供給地点特定番号ごとの申請を行っていること。

(3) 同一年度内において、当該電力契約について、本要綱に基づく奨励金の交付を受けていないこと。

(4) 市税（固定資産税・軽自動車税・市民税）の滞納がないこと。

(奨励金の申請回数)

第5条 奨励金は、次の各年度に1回ずつ申請することができる。

(1) 初めて申請した年度

(2) 別に定める年度の次年度。ただし、別に定める年度に申請を行い、奨励金の交付を受けた場合に限る。

(奨励金の交付額)

第6条 奨励金の額は、1申請当たり 20,000 円とする。

(奨励金の事前申込)

第7条 奨励金の交付を受けようとする者は、IZUMI 再エネ 100 電力切替奨励金事前申込書兼誓約書（様式第1号）を別に定める期間内に、市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する事前申込の受付期間は、市長が別に定めるものとする。

3 事前申込書の受付は先着順とする。

4 市長は、第1項の規定による事前申込を受けたときは、内容が適正であると認めた者を奨励金の事前申込が完了した者（以下「事前申込完了者」という。）として決定し、IZUMI 再エネ 100 電力切替奨励金事前申込完了通知書（様式第2号）により、申込者に通知するものとする。ただし、事前申込完了者は、決定を受けた日から1か月以内に従来電力から再エネ 100%電力メニューへの切り替えの申込みを小売電気事業者に対して行わなければならない。なお、令和5年7月3日から当該年度の事前申込を行うまでに、既に従来電力から再エネ 100%電力メニューへの切り替えの申込みを小売電気事業者に対して行っている場合は除く。

（奨励金の事前申込の取消し）

第8条 市長は、事前申込完了者が次のいずれかに該当すると認める場合は、奨励金の事前申込の決定を取り消すものとする。

（1） 前条第4項の切り替えの申込みを期日までに行わなかったとき。

（2） 事前申込完了者として決定を受けた日から交付申請を行う日までに、従来電力から再エネ 100%電力メニューへの切り替えが完了しなかったとき。

（3） 事前申込完了者として決定を受けた日から交付申請を行う日までに、再エネ 100%電力メニューから従来電力に切り替えたとき。

（4） 事前申込完了者から文書で申請の取下げがあったとき。

（5） 虚偽の申請その他の不正な手段により、事前申込完了者の決定を受けたとき。

（6） その他、この要綱の規定に違反したと市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定による取消しを行った場合は、当該事前申込完了者に対し、速やかに IZUMI 再エネ 100 電力切替奨励金事前申込決定取消通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（奨励金の交付申請等）

第9条 事前申込完了者は、IZUMI 再エネ 100 電力切替奨励金交付申請書兼交付請求書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、別に定める期間内に、市長に提出しなければならない。

（1） 再エネ 100%電力メニューの継続的な契約が確認できる書面の写し又はそれに代わるものの写し

（2） 前号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付申請の申込期間）

第10条 前条の規定による奨励金の交付申請は、別に定める期間内に行わなければならない。

（奨励金の交付決定及び通知）

第11条 市長は、第9条の規定による申請が事前申込完了者からあった場合は、その内容を審査し、第4条及び第5条に規定する基準に適合すると認めたときは、予算

の範囲内で奨励金の交付が決定された者（以下「交付決定者」という。）として、IZUMI 再エネ 100 電力切替奨励金交付決定通知書兼確定通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する審査の結果、当該事前申込完了者について第4条及び第5条に規定する基準に適合しないと認めるときは、IZUMI 再エネ 100 電力切替奨励金不交付決定通知書（様式第6号）により、事前申込完了者に通知するものとする。

（奨励金の交付）

- 第12条 市長は、前条第1項の規定により奨励金の交付を決定した場合は、速やかに奨励金を交付するものとする。

（奨励金の交付決定の取消し）

- 第13条 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当すると認める場合は、奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- （1） 虚偽の申請その他の不正な手段により、奨励金の交付決定を受けたとき。
- （2） 交付決定者から文書で申請の取下げがあったとき。
- （3） その他、この要綱の規定に違反したと市長が認めるとき。

- 2 市長は、前項の規定による取消しを行った場合は、当該交付決定者に対し、速やかに IZUMI 再エネ 100 電力切替奨励金交付決定取消通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（奨励金の返還）

- 第14条 市長は、前条第1項の規定により奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に奨励金が交付されているときは、期限を定めて、IZUMI 再エネ 100 電力切替奨励金返還命令書（様式第8号）により、その返還を命ずるものとする。

（状況調査）

- 第15条 市長は、必要に応じて当該電力契約の状況調査を行うことができる。

（省エネ・節電活動への取組み）

- 第16条 交付決定者は、省エネ・節電活動に努めなければならない。

（調査協力）

- 第17条 交付決定者は、市が実施する省エネ・節電活動に関する調査に協力するものとする。

（その他）

- 第18条 この要綱の定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

年 月 日

和泉市長 あて

IZUMI 再エネ 100 電力切替奨励金事前申込書兼誓約書

IZUMI 再エネ 100 電力切替奨励金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、次のとおり奨励金の事前申込みをします。

申込者住所	〒 ー 和泉市
申込者氏名	ふりがな
電話番号	
E-MAIL	
申込回数 (該当する方に☑)	<input type="checkbox"/> 1回目 <input type="checkbox"/> 2回目

誓約事項

IZUMI 再エネ 100 電力切替奨励金事前申込に関して、次のとおり誓約します。

- どちらかに
チェック
- 事前申込完了者として、決定を受けた日から **1カ月以内**に、居住する市内の建築物の契約電力を、従来電力から再エネ 100%電力メニューに切り替え申込みを行います。
 - 既に（令和 5 年 7 月 3 日から当該年度の事前申込を行うまで）居住する市内の建築物の契約電力は、従来電力から再エネ 100%電力メニューへの切り替えの申込み済です。
 - 奨励金の認定に必要な範囲で、市税の納税状況及び住民登録の有無について、市長が確認することに同意します。
 - 契約電力を従来電力から再エネ 100%電力メニューに切り替えを行わない場合又は切り替え後に従来電力に再度切り替えた場合は、市に速やかに連絡いたします。
 - 上記の申込内容と誓約事項に虚偽があった場合は、本奨励金の事前申込完了者としての決定を取り消すことに同意します。

年 月 日
和泉市長 あて

住所
氏名

様式第2号（第7条関係）

和泉環第〇〇号
年 月 日

〇〇 〇〇 様

和泉市長 〇〇 〇〇 印

IZUMI 再エネ 100 電力切替奨励金事前申込完了通知書

年 月 日付け申込の IZUMI 再エネ 100 電力切替奨励金の事前申込については、IZUMI 再エネ 100 電力切替奨励金交付要綱第7条第4項の規定に基づき、事前申込完了者として決定したので、通知します。

様式第3号（第8条関係）

和 泉 環 第 ○ ○ 号
年 月 日

○○ ○○ 様

和泉市長 ○○ ○○ 印

IZUMI 再エネ 100 電力切替奨励金事前申込決定取消通知書

年 月 日付けの事前申込完了者としての決定を下記の理由により取消した
ので、IZUMI 再エネ 100 電力切替奨励金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

事前申込決定取消理由：

年 月 日

和泉市長 あて

IZUMI 再エネ 100 電力切替奨励金交付申請書兼交付請求書

IZUMI 再エネ 100 電力切替奨励金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、以下のとおり交付を申請し、請求します。本奨励金申請あたっては、IZUMI 再エネ 100 電力切替奨励金交付要綱の規定を遵守します。

1 申請者情報

申請者住所	〒 ー 和泉市
申請者氏名	ふりがな
電話番号	
E-MAIL	
申請回数 (該当する方に☑)	<input type="checkbox"/> 1回目 <input type="checkbox"/> 2回目
	2回目の場合は、1回目受け取った交付決定通知書兼確定通知書の日付を記載してください。 年 月 日

2 電力契約の概要

契約電力の使用場所	<input type="checkbox"/> ←申請者住所と同じの場合は左にチェック 〒 ー 和泉市
供給地点特定番号	(22桁の番号を記載)
契約事業者名	
契約電力メニューの名称	

3 交付申請金額

申請金額	円
------	---

4 振込指定口座（申請者本人の口座であること）

金融機関名	銀行 信用金庫	支店 出張所					
預金種別	普通・当座・その他()						
口座番号							
ふりがな							
口座氏名							

様式第5号（第11条関係）

和泉環第〇〇号
年 月 日

〇〇 〇〇 様

和泉市長 〇〇 〇〇 印

IZUMI 再エネ 100 電力切替奨励金交付決定通知書兼確定通知書

年 月 日付け申請の IZUMI 再エネ 100 電力切替奨励金の交付については、IZUMI 再エネ 100 電力切替奨励金交付要綱第 11 条第 1 項の規定に基づき審査し、下記のとおり交付を決定及び確定したので、通知します。

記

◇奨励金交付確定額 _____ 円

様式第6号（第11条関係）

和 泉 環 第 ○ ○ 号
年 月 日

○○ ○○ 様

和泉市長 ○○ ○○ 印

IZUMI 再エネ 100 電力切替奨励金不交付決定通知書

年 月 日付け申請の IZUMI 再エネ 100 電力切替奨励金の交付については、IZUMI 再エネ 100 電力切替奨励金交付要綱第 11 条第 2 項の規定に基づき審査し、下記の理由により不交付となりましたので通知いたします。

記

不交付理由：

様式第7号（第13条関係）

和泉環第〇〇号
年 月 日

〇〇 〇〇 様

和泉市長 〇〇 〇〇 印

IZUMI 再エネ 100 電力切替奨励金交付決定取消通知書

年 月 日付和泉環第 号で交付及び確定の決定をした IZUMI 再エネ 100 電力切替奨励金について、次のとおり取り消したので、IZUMI 再エネ 100 電力切替奨励金交付要綱第13条第2項の規定により、通知します。

記

1. 奨励金取消金額 金 円
2. 奨励金取消後金額 金 円
3. 取消理由

様式第8号（第14条関係）

和泉環第〇〇号
年 月 日

〇〇 〇〇 様

和泉市長 〇〇 〇〇 印

IZUMI 再エネ 100 電力切替奨励金返還命令書

年 月 日付和泉環第 号で交付及び確定の決定をした IZUMI 再エネ 100 電力切替奨励金について、次のとおり取り消したので、IZUMI 再エネ 100 電力切替奨励金交付要綱第14条の規定により、次の通り返還を命ずる。

記

返 還 す べ き 金 額	円
返 還 期 限	年 月 日まで
返 還 を 命 ず る 理 由	
返 還 方 法	
奨 励 金 の 交 付 確 定 額	円
奨 励 金 の 既 交 付 額	円